

令和8年3月31日発行

市町村共済公報

札幌市中央区北4条西6丁目 北海道自治会館内

共済だより {臨時号} 北海道市町村職員共済組合

電話代表 011(330)2561

編集兼発行人 矢録 秀春

[公告第5号]

北海道市町村職員共済組合定款の一部変更について

令和8年3月10日開催された令和7年度第2回組合会において、議決された北海道市町村職員共済組合定款の一部変更について、令和8年3月31日総行福第93号により総務大臣の認可を得たので、地方公務員等共済組合法第5条第9項の規定に基づき公告する。

令和8年3月31日

北海道市町村職員共済組合
理事長 佐藤 多一

記

北海道市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第1号）の一部を次のように変更する。

第40条第1項の表を次のように改める。

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合				標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合			
	短期給付			福祉事業	短期給付			福祉事業
	短期分	介護分	子ども・子育て支援分		短期分	介護分	子ども・子育て支援分	
一般組合員								
短期組合員	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の	1,000分の
市町村長組合員	49.98	7.62	1.15	1.72	49.98	7.62	1.15	1.72
特定消防組合員								
長期組合員								
後期高齢者等短期組合員	1,000分の	—	—	—	1,000分の	—	—	—
市町村長長期組合員	2.32				2.32			

第40条の2中「介護納付金の納付に係るもの」を「介護納付金及び子ども・子育て支援納付金の納付に係るもの」に、「1,000分の103.20」を「1,000分の99.96」に、「1,000分の15.98」を「1,000分の15.24」に、「額とする」を「額とし、子ども・子育て支援納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、任意継続組合員標準報酬の月額に1,000分の2.30を乗じて得た額とする」に改める。

第42条中「令和7年度」を「令和8年度」に、「1,800円」を「2,095円」に改める。

別表中「、日高中部衛生施設組合」を削り、「北空知圏学校給食組合」の次に「、釧路公立大学事務組合」を加える。

附 則

- 1 この変更は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第9条の規定は、この変更の施行の日以後初めて行われる任期満了による選挙から適用し、この変更の施行の日の前日までにその期日を公告された選挙に係る補欠選挙については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第40条第1項及び第40条の2の規定は、令和8年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。